

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則

(授業料及び通信教育受講料の納期等)

第一条 高等学校の全日制の課程及び定時制の課程(単位制による課程を除く。)並びに専攻科(以下「全日制等」という。)の授業料は、四月末日までに年額の十二分の三に相当する額を、九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ納付しなければならない。ただし、入学初年度の四月納付分については、六月末日までに納付しなければならない。

2 定時制の課程のうち単位制による課程(以下「定時制単位制」という。)の授業料及び通信教育受講料は、五月末日までに年額(当該年度に履修する単位分。以下本項において同じ。)の十二分の三に相当する額を、九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ納付しなければならない。ただし、入学初年度の五月納付分については、六月末日までに納付しなければならない。

3 中等教育学校の後期課程の授業料は、四月末日までに年額の十二分の三に相当する額を、九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ納付しなければならない。ただし、後期課程の初年度の四月納付分については、六月末日までに納付しなければならない。

4 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)の授業料は、毎月十日までに、年額の十二分の三に相当する額を、納付しなければならない。ただし、四月納付分については、四月二十五日までに納付しなければならない。

5 前四項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の規定に基づく申請をした者に係る授業料及び通信教育受講料(当該申請により高等学校等就学支援金の支給を受けようとする期間に係るものに限る。)の納付の期限は、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

6 特に必要がある場合は、校長は、東京都教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て、前各項に定める授業料及び通信教育受講料の納付の期限及び方法を変更することができる。

(昭四五教委規則二五・全改、昭六〇教委規則二六・平元教委規則三一・平二教委規則二九・平六教委規則二・平一二教委規則二九・平一七教委規則一九・平一七教委規則四六・平一九教委規則六・平二〇教委規則一〇・平二六教委規則一二・一部改正)

(休学・留学の場合の授業料)

第二条 休学又は留学の場合の授業料は、その期間中免除する。ただし、休学し、又は留学した日(月の初日を除く。)の属する月分の授業料及び復学した日の属する月分の授業料は、この限りでない。

2 全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、休学又は留学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、復学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、授業料の納付の期限は、校長が定める。

(昭六〇教委規則二六・昭六三教委規則一六・平六教委規則二・平一七教委規則一九・平一七教委規則四六・平二六教委規則一二・一部改正)

(転退学の場合の授業料)

第三条 転学又は退学の場合の授業料は、その日の属する月分を納付しなければならない。

2 学年の中途に東京都立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の相互間で転学する場合においては、その日の属する月の初日に在籍する学校でその月に係る授業料を納付しなければならない。

3 全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、転出学及び退学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、転入学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、納付の期限は、校長が定める。

(昭六〇教委規則二六・全改、平六教委規則二・平一七教委規則一九・平一七教委規則四六・平一九教委規則六・平二六教委規則一二・一部改正)

(授業料の分納、減免等)

第四条 校長は、教育長が別に定めるところにより、授業料の納付の期限を変更し、若しくは授業料の分納を許可し、又は授業料の減額若しくは免除(以下この条において「減免」という。)をすることができる。

2 前項の規定により、授業料の分納許可又は減免を受けようとする者は、次の書類を添えて校長に願い出なければならない。

一 分納の場合 授業料通信教育受講料分納許可申請書(別記第一号様式)

二 減免の場合 授業料通信教育受講料減免申請書(別記第二号様式)及び教育長が別に定める書類

(昭五五教委規則三六・昭六〇教委規則二六・平一七教委規則一九・平二二教委規則二七・平二六教委規則一二・一部改正)

(授業料未納の場合の出席停止等)

第五条 校長は、授業料が期限内に納付されなかつた場合は、当該授業料にかかる生徒の出席を停止し、又は退学させることができる。

2 校長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定により退学させた者の未納の授業料を免除することができる。

(昭四七教委規則一八・昭六〇教委規則二六・一部改正、平一七教委規則一九・旧第六条繰上、平二二教委規則二七・一部改正)

(入学料の減額及び免除)

第六条 校長は、教育長が別に定めるところにより、入学料の納付が極めて困難と認められる者に対し、入学料を減額又は免除することができる。

2 前項の規定により、入学料の減額又は免除(以下「入学料の減免」という。)を受けようとする者は、入学料減免申請書(別記第三号様式)及び入学料の納付が極めて困難である事実を証明する書類を添えて、校長に願い出なければならない。

3 前項の規定により、入学料の減免を願い出た者については、入学料の減免の許可又は不許可の決定があるまで、入学料の徴収を猶予する。

4 入学料の減額の許可若しくは不許可の決定又は免除の不許可の決定を受けた者は、納付すべき入学料を校長が指定する期日までに納付しなければならない。

(平二教委規則二・追加、平一七教委規則一九・旧第七条繰上・一部改正)

(授業料及び入学料減免の報告)

第七条 校長は、授業料及び入学料の減免をした者がいるときは、教育長が別に定めるところにより、速やかに委員会に報告しなければならない。

(平一七教委規則一九・追加)

(転入学・編入学の場合の入学料)

第八条 転入学又は編入学の場合の入学料は、校長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、東京都立の他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は同一の高等学校内の他の課程から転入学した場合は、入学料の納付を要しない。

(平一二教委規則二九・追加、平一七教委規則四六・一部改正)

(入学料未納の場合の入学許可予定の取消し)

第九条 校長は、第六条第四項の決定を受けた者で、入学料を指定する期日までに納付しないものの入学許可予定を取り消すことができる。

2 校長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定により入学許可予定を取り消した者の未納の入学料を免除することができる。

(平二教委規則二・追加、平一二教委規則二九・旧第八条繰下・一部改正、平一七教委規則一九・一部改正)

(聴講料等を納付しない者の取扱い)

第十条 校長は、聴講料又は併修生の授業料(以下この条において「聴講料等」という。)が校長の指定する期日までに納付されなかつた場合は、当該聴講料等に係る者の受講を認めないことができる。

(平一七教委規則一九・追加、平二二教委規則二七・一部改正)

(通信教育受講料に関する準用)

第十条の二 通信制の課程の通信教育受講料については、第二条から第五条まで及び第七条の規定を準用する。この場合において、第二条、第三条、第五条及び第七条中「授業料」とあるのは「通信教育受講料」と、第二条第二項及び第三条第三項中「全日制等、定時制単位制、中等教育学校の後期課程」とあるのは「通信制の課程」と、第四条中「授業料の」とあるのは「通信教育受講料の」と、第五条第一項中「出席」とあるのは「受講」と読み替えるものとする。

(平二二教委規則二七・追加)

(委任)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(平二教委規則二・旧第七条繰下、平一二教委規則二九・旧第九条繰下・一部改正、平一七教委規則一九・旧第十条繰下)